

# プライバシー・個人情報保護の現状と課題

慶應義塾大学 総合政策学部

准教授 新保 史生

## プライバシーの権利の権利性

### 「『宴のあと』事件」判決（東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁）

#### プライバシーの権利

私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利

#### プライバシー侵害による不法行為の成立要件

- ① 公開された内容が私生活の事実またはそれらしく受けとられるおそれのある事柄であること
- ② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められること
- ③ 一般の人々に未だ知られない事柄であること

#### 「宴のあと」事件以前にプライバシーの権利について言及した判例

##### 「大阪証券労組保安阻止デモ事件」（大阪高判昭和39年5月30日判時381号17頁）

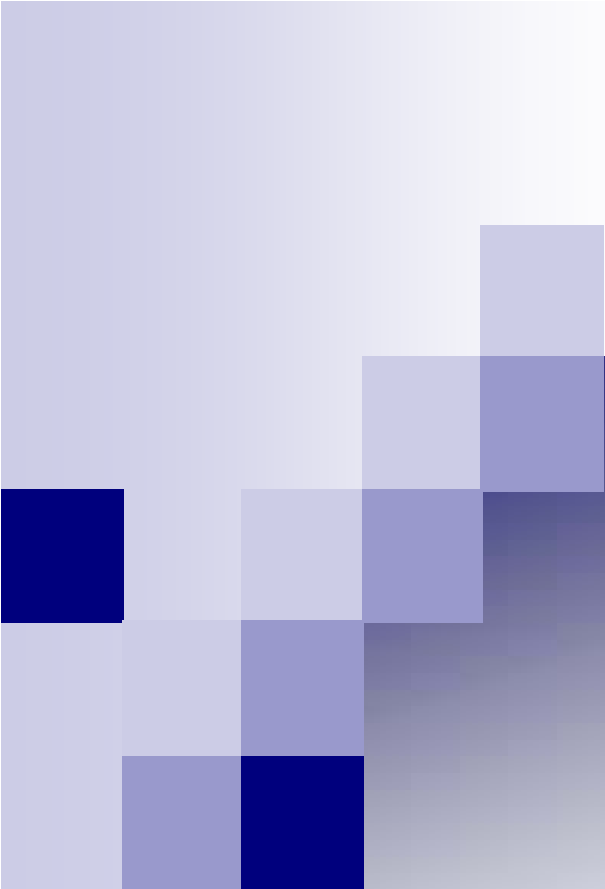
国民の私生活の自由が国家権力に対して保障されていることを知ることができる。ここからプライバシーの権利を導き出すことができるであろうが、もとより無制限なものではない。

人はその承諾がないのに自己の写真を撮影されたり世間に公表されない権利（肖像権）を持つとすれば、それはプライバシーの権利の一つとして構成することができる。

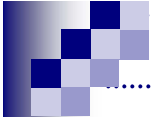
#### その他、「宴のあと」事件同様にモデル小説とプライバシーが問題となった事例

「『名もなき道を』事件」判決（東京地判平成7年5月19日判時1550号49頁）

「『石に泳ぐ魚』事件」判決（東京地判平成11年6月22日判例時報1691号91頁）



# 個人情報の保護と プライバシーの権利の保障



### ① 私的な領域の保護

他人から隔絶された状態の保障  
「聖域(Sanctuary)の保障」  
「静穏(Repose)の保障」  
本人が望まない侵入を受けない保障

### ② 個人情報の保護

個人情報の適正な取扱い  
匿名性・秘匿性(Secrecy)の保護  
他人に知られたくない個人情報の保護

### ③ 個人の自律の保護

個人の自律の保障  
「人格」や「親密性(intimacy)」の保護

## プライバシーの権利

# 個人情報

公知

氏名 性別  
住所 生年月日

法令等に基づいて公開される場合がある

領域

公の場

非公知

資格 職業  
所得 健康状態  
学歴 趣味

社会生活上必要に応じて取得される場合がある

位置情報

機微

思想信条 宗教  
性癖 労組等加入事実

本人同意に基づかなければ原則として取り扱ってはならない

私生活

個人の自律

プライバシー

# 個人情報保護とプライバシーの権利の保障

記述的概念としての「個人情報」

実体的利益としての「プライバシー」

個人情報保護法に基づいて、その保護と適正な取扱いが義務付けられる「個人情報」

法的に保障される権利として、「プライバシーの権利」の保護法益としての「(他人に知られたくない)個人情報」

個人情報保護法に基づく開示等の求めの権利性の問題

自己情報コントロール権としての請求権的構成の妥当性

単なる自由

自由権

請求権

①開示等の請求権の行使に係る手続的適正

②請求権的構成からみた場合の「プライバシーの権利」の保護法益と「個人情報保護法」の開示等の対象範囲の違い

# 世界からみた日本の個人情報保護制度

**GPEN** (Global Privacy Enforcement Network)

**OECD**

プライバシー・ガイドライン

越境協力勧告 / セキュリティ勧告等

OECD加盟国間で国境を越えて個人情報保護への取り組みを行うネットワークへの参加が課題

日本

プライバシー・フレームワーク  
越境プライバシー・ルール(CBPR)

個人情報の漏えいなどが国境を越えて発生した場合などに、越境執行協力の体制の構築が課題

**APEC**

**APPA**  
(Asia Pacific Privacy Authorities)

**プライバシー・コミッショナー会議**  
(世界の個人情報保護機関の集まり)

- 現在、オブザーバ参加(部外者扱い)
- 国際的に認められる「**独立の個人情報保護機関**」の設置が条件
- **データ保護機関としての認定基準**

- 法的基礎(Legal basis)
- 自主性及び独立性(Autonomy and independence)
- 国際基準との整合性(Consistency with international instruments)
- 適正な機能(Appropriate functions)


**EU**

**個人データ保護指令**

個人データ保護指令による  
第三国への個人データの移転制限

EUから日本へ個人データの移転を支障なく行うために、EUが定める「**十分なレベルの保護基準**」をクリアすることが課題

EU個人データ保護規則改正案では、独立個人情報保護機関の設置は必須要件となっている



# OECDにおけるプライバシー・個人情報保護関連の取組み

## ■ プライバシー・個人情報保護関係

- プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(OECDプライバシーガイドライン)(1980年)→(2013年に改正予定)
  - グローバル・ネットワークにおけるプライバシー保護宣言(1998年)
  - プライバシー・オンライン:政策及び実務的ガイダンス(2003年)
- プライバシー保護法執行における越境協力に関する理事会勧告(2007年)
  - GPEN(Global Privacy Enforcement Network)2010年3月設置
    - アメリカ、アイルランド、イギリス、イスラエル、イタリア、オーストラリア、欧州連合、オランダ、ガーンジー、カナダ、韓国、スイス、スペイン、スロベニア、チェコ共和国、ドイツ、ニュージーランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド(2012年6月時点で20カ国及びEUが参加)

## ■ 情報セキュリティ関係

- 情報システム及びネットワークのセキュリティに係るガイドラインに関する理事会勧告(2002年)
- 重要な情報インフラの保護に関する理事会勧告(2008年)

### 電子署名

- 電子商取引における認証に関する宣言(1998年)
- 電子署名に関する理事会勧告(2007年)
- 電子署名に関するOECDガイダンス(2007年)

### 暗号政策

- 暗号政策に係るガイドラインに関する理事会勧告(1997年)

### RFID(Radio Frequency Identification)

- RFIDに関するOECDの政策ガイダンス(2008年)

## ■ 迷惑メール

- スпам(迷惑メール)対策法執行における越境協力に関する理事会勧告(2006年)

## ■ 青少年保護

- オンラインにおける子供の保護に関する理事会勧告(2012年)【日本主導により勧告採択】



# 個人情報保護法の適用範囲

民間部門

公的部門

地方公共団体には  
個人情報保護関連五法の  
義務規定は適用されない

個人情報保護法

個人情報保護法  
行政機関

個人情報保護法  
独立行政法人等

地方公共団体の  
条例

情報公開・個人情報保護審査会設置法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)

1742団体  
(2012年10月1日現在)

基本法部分

基本理念  
国及び地方公共団体の責務等  
個人情報の保護に関する施策等

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法に基づく主務大臣の所掌範囲と法執行

<p>金融庁</p> <p>金融 安全管理 実務指針</p>	<p>経済産業省</p> <p>信用情報</p>	<p>事業一般</p>	<p>個人遺伝情報</p> <p>ヒトゲノム・遺伝子解析研究</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学 教育</p>
<p>国土交通省</p> <p>国土交通 不動産流通業</p>	<p>船員の雇用管理</p>	<p>雇用管理一般</p>		<p>遺伝子治療臨床研究</p> <p>ヒト幹細胞臨床研究</p> <p>疫学研究</p> <p>臨床研究</p>
<p>債権回収</p>	<p>医療・介護</p> <p>医療情報システム安全管理</p>	<p>医療情報処理</p> <p>健康情報</p> <p>労働者派遣</p> <p>職業紹介</p>	<p>郵便事業</p> <p>信書便事業</p>	
<p>法務省</p> <p>法務</p>	<p>警察共済組合</p> <p>国家公安委員会</p>	<p>厚生労働省</p> <p>労働組合</p>	<p>環境省</p> <p>環境</p>	
<p>外務省</p> <p>外務</p>	<p>警察</p>	<p>防衛省</p> <p>防衛</p>	<p>財務省</p> <p>財務</p>	<p>農林水産省</p> <p>農林水産</p>

\* 斜体は通達／下線は通知